

ヤスクニ通信 YASUKUNI NEWS

郵便振替口座：00130-9-101803 加入者名：バプ連ヤスクニ委員会 〒114-0034 東京都北区上十条4-9-18 東京北キリスト教会気付

新しい戦前を迎えないために私たちがすべきことは何だろうか～岩波「世界」5月号を読みながら～

浦瀬佑司（協力委員/札幌バプテスト教会員）

2022年12月に、閣議決定により安保3文書が改訂されましたが、その内容については、かなり大きな課題があることがわかります。岩波書店の雑誌「世界」の2023年5月号において特集が組まれていますが、その中の石田淳東京大学教授の論文¹⁾では、仮想敵国に対する外交努力が一際言及されておらず、防衛についての予見可能性についての行動計画を可視化できていないと指摘しています。その上で、当該文書では、仮想敵国が脅威を直接及ぼす意思をいつ持つかは予測できないから、防衛力を平素から整備する必要があるとしており、この結果としては、相手国も増強された日本の能力に着目してその防衛力を整備するのが賢明になり、際限のない軍拡競争へ歩みを進めると指摘しています。しかも危険があると察知したらとしています。現実的には、予知不可能であることから、先制攻撃となる可能性が大きいことを指摘もしているのです。

このような現在の防衛力整備の方向性について、加藤陽子東京大学大学院教授²⁾は、戦前期の帝国軍の国防方針と対比しながら考察を進め、今回の安保関連3文書の同時改訂は昨年末が初めてであり、3文書の同時改訂という事実は、同じく3文書から構成された「帝国国防方針」があるが、これは日露戦争終結2年後の1907年に策定されており、その中心的目的は当時の陸海軍の統一的運用を確立することであったが両軍の調整が困難であったことと膨大な経費が必要となることから、特に西園寺首相

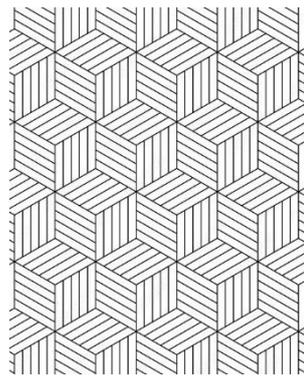
が元帥会議に意見を奏上し、取りやめになったことがあったと指摘している。これに対して今回の改訂は、この3文書改訂の閣議決定が、通常国会が始まる直前にされるなど、実質的な審議がされないように進められたことから、議会制民主主義を否定するような政策決定であったことを指摘しています。しかもこの前後、閣僚の不祥事が頻発し、ショックドクトリンの中の決定であったことを指摘しています。

青井美帆青山学院大学教授³⁾の指摘によれば、民意について何らはかることなくしかも正式な発表もなく、主権者に国益に殉ずる決断を求めており、そのことについて一切説明も承認も求めていないことがわかります。憲法意識が全く欠けた閣議決定内容であることは明らかとすべきでしょう。

では、これに対して有権者である我々としては何をなすべきか考えるべきでしょう。ペテロ第1の手紙では、「平和を求めて、これを追え」(3:11)と求めています。これら3人の論文を踏まえたとき、私たちは、積極的に政権に対して行動を求める必要があると言えるでしょう。それは、軍

事的な対応ではなく、他の国々との外交的な努力を中心とする政策の推進でしょう。

2022年第11回WCC総会⁴⁾が、ドイツのカールスルーエで開催されました。その主題は、「基督の愛が世界を和解と一致へと動かす」です。この中で「平和のためになすべきことー世界を和解と一致へー」



と題する声明が採択されました。その中では、日本国憲法第9条の意義を再確認し、9条を守ろうとする日本の教会への連帯を勧めています。そして、対話をする事、出会う事、相互理解を追求することが平和を実現することの核心であると宣言しているのです。

石田教授の論文で指摘されているように、外交的努力をしなければ、相互理解を得ることは困難でしょう。相互理解を進めることで双方の意思の内容が確認でき、その結果として行動の趣旨が理解できるのです。今の自公政権の防衛文書のように、何ら外交的努力の姿を見せることなく、互いに誤解を解消する努力をせずに防衛力という軍事的規模拡大を進めることは、互いの不信感を増幅するだけとなるでしょう。従って、我々は、憲法9条の恣意的な解釈改憲を否定し、仮に仮想敵国と想定している国家があるのであれば、政権を保持している権力者に対して、対象国の首脳と膝をつき合わせた忌憚のない対話をすべきことが第1であり、相互理解と信頼の醸成をすべきことを求める必要があるというべきでしょう。そのための広範な運動を組織化するための手段を検討しなければならないのではないのでしょうか。そのために平和を求め続ける祈りが必要でしょう。そして祈りに支えられた行動を構築することを探りたいと願っています。

- 1) 岩波書店雑誌『世界』2023年5月号石田淳東京大学大学院教授「防衛行動の予見可能性」p75から
- 2) 同「世界」5月号加藤陽子東京大学大学院教授「現代の安保3文書を、戦前期の『帝国国防方針』から考える」p70から
- 3) 同「世界」5月号青井美帆青山学院大学大学院教授「安保3文書改定と私たちの平和構想力」p60から
- 4) 新教出版社「福音と世界」6月号「第11回WCCカールスルーエ総会声明『平和のために必要なことー世界を和解と一致へと動かすために』(村瀬義史氏翻訳による)」p28ほか

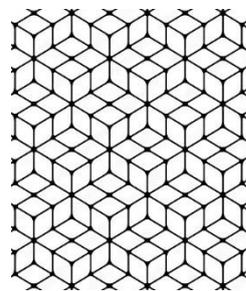
2023年8月 各地の「8・15集会」

■札幌における8・15平和祈禱集会

札幌における2023年の8・15平和祈禱集会は、例年と同様に、「札幌キリスト教連合会信教の自由を守る委員会」主催で同日18:00から市内の北海道クリスチャンセンターにおいて開催された。今年度は、台湾基督長老教会から、日本キリスト教団北海道教区に宣教師として派遣されているディヴァン・スクルマン氏を講師として迎えての集会だった。

今年は特に大陸と台湾との政治的な緊張が進んでいることから、多民族国家である台湾の状況と日本の占領時の状況などについて、原住民（元々居住していたことを強く意識して、先住民ではなく原住民と現地では認識しているとのこと）出身の同氏から話をいただき、共に平和について祈る集会を願って開催した。

スクルマン氏からは、台湾は6,000年前から暮らしている原住民がおり、今も独自の言語と文化を有する16の政府認定の原住民がおり、その人口は57万人であることを知らされた。この人たちのほかに、新たに移住してきた新住民は56万人、第2次世界大戦後に中国本土から移住をしてきた人たちも含め人口は、2021年で2,339万人となっているとのこと。台湾はその地理的な条件から、古くからいろいろな国の支配を受け、戦後は蒋介石の亡命政権による強権的な支配を受けていたとの説明を受けた。



今は中国本土政府と対立している状況ではあるが、台湾は、台湾として独自の道を探っており、台湾人として何世代にもわたって安心して、自由に暮らせる国を目指しているの、そのために祈ってほしい

との祈りの求めを受け、共に祈って集会を閉じた。例年は、プロテスタントのみの集会であり、カトリックとは平和行進の後に交流会を持っていたが、今年はカトリックが独自の集会を持たないと司教団で決定したこともあり、この集会にカトリックの正

義と平和協議会も加わり超エキュメニカルな集会となった。

参加者数は、リモート参加を含めて約 90 名に上り、このうち 60 名を超える皆さんが 30 分間の平和行進に参加し、大通公園 3 丁目広場で交流をして散会した。(浦瀬佑司/札幌バプテスト教会)

■第 50 回許すな！靖国国営化

8・15 東京集会

「『平和』という名の戦争」

8 月 15 日(火)10:00 より日本基督教団四谷新生教会において瀧瀬厚さん(明治大学国際武器移転史研究所客員研究員・山口大学名誉教授)に、「進みゆく新しい戦前への道」と題し講演をしていただきました。日本を戦前化した安保三文書、中国は果たして軍事的な脅威なのかということ、軍事化を支える防衛費の実態などについて豊富な資料をもとにわかりやすく解説してもらい、その中から「自立した外交防衛政策」の提言を話してもらいました。周辺国を「脅威」とし、軍備を増強することを批判し、たとえ「脅威」があったとしても外交努力によって解決する道筋、東アジア非核地帯化・非武装地帯化について力強く語られました。「抑止論は幻想である」ことを確認する集会となりました。

(藤田直彦/恵泉バプテスト教会)

■東京「8・15 平和祈禱会」

日時： 8 月 15 日(火) 午前 7 時～8 時

場所：千鳥ヶ淵戦没者墓苑

説教者：小林祥人(日本基督教団取手伝道所牧師)

説教題「どうだろう？ 平和なんていうのは・・・」

60 名ほどの参加でした。今年は、警備が異常で、祈禱会の行われていた戦没者墓苑をバリケードが囲み、荷物チェックまで行われました。その中で、平和を求めてともに祈ることができました。

(藤田直彦/恵泉バプテスト教会)

■バプテスト北九州地方連合 8・15 平和集会

～紙と嘘と声について～

北九州連合では、沖縄返還 50 年の節目となった 2022 年度の「2・11 集会」を、沖縄返還の際の密

約をスクープした元毎日新聞記者で北九州市在住の西山太吉さんを講師に開催する計画を立て、学習会を複数回持つなど準備していたが、コロナの状況や西山さんの健康問題のため開催延期、その後、惜しくも西山さんを天に送ることになった。そこで、西山さんと密約問題についての『二つの嘘』というご著書があり、学習会の資料提供でも協力いただいたジャーナリストの諸永裕司さんに講師を依頼し、今回の集会を企画した。

講演題は、「紙」の証拠をもとに密約を暴いた西山さんが政府の「嘘」によって逮捕・有罪とされ、その後新たな「紙」の証拠や「声」の証言が出てきたにもかかわらず、政府が嘘をつき続けてきたことを言っている。諸永さんがその後取り組まれた水汚染の問題にも触れられ、そこでも嘘がまかり通っているこの国を独立した主権国家としていくためには、「紙」と「声」を取り戻していかなければならないことが語られた。講演後、奥田知志牧師との対談でも、示唆に富む話をお聴きすることができた。YouTube でアーカイブを公開中。ぜひ視聴していただきたい。

(石橋誠一/東八幡キリスト教会)

■神奈川連合 社会委員会主催集会

共に生きるために～差別のない社会を願って

8 月 5 日、相模中央教会を会場にして、オンラインも併用する形で行われた集会では、川崎市ふれあい館の館長である崔江以子さんを講師に迎えた。戦前戦中に軍需産業の盛んだった京浜工業地帯に移り住んでこざるを得なかった朝鮮半島の人たちの戦後の生活と、川崎市の歴史や桜本地区の取り組みについて紹介された。一方、2013 年から川崎で起こったヘイトデモが、その後桜本地区でも行われるとの情報で、街ぐるみで闘ってきたという。そうした経験から、差別を許さないルール作りの必要性が訴えられ、川崎市の条例の効果や、他の地区でも同様の条例が制定されようとしていることが紹介された。しかし一方で、インターネット上でのヘイトクライムは続いており、差別のない社会作りに向けた課題がまだまだあると感じさせられた。

(松藤一作/川崎バプテスト教会)

信教の自由を考える集会講演より（2023年2月23日）

カルト宗教にも信教の自由はある？

～統一協会問題から考える『信仰』とわたしたちの課題

憲法第 20 条は、基本的人権である「信教の自由」について次のように規定しています。

- ①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- ②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

2022 年 7 月、の安倍晋三元首相銃撃事件を機に、宗教団体の旧統一協会（現「世界平和統一家庭連合」）による家庭崩壊や 2 世信者の苦悩が注目されるようになりました。一方で政治とカルトの癒着や、国葬をめぐる、国が個人の「死」を意味づけする問題も露呈されています。宗教法人の解散命令やカルト規制法制定が求められるようになりました。

このような状況の中で、「信教の自由」とは何か、そしてカルト宗教と言われる宗教団体にも「信教の自由はあるのか？」ということを考えるために、オンラインで「信教の自由を考える集会」を開催し、二人の講師の講演をお聞きしました。この「ヤスクニ通信」のために、お二人に講演をまとめてもらいましたので、私たちそして教会の「信教の自由」課題として考え続けていきたいと思えます。

カルト宗教にも信教の自由はある？

～統一協会問題から考える
「信仰」と私たちの課題

根田恵多（福井県立大学助教・憲法学）

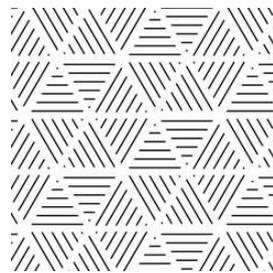
▼「信教の自由」とは何か

日本国憲法は、20 条 1 項で信教の自由について

定めている。①内心における信仰の自由、②宗教的行為の自由、③宗教的結社の自由がその内容である。

信教の自由が問題となった例に、牧会活動事件（1975）がある。この事件では、警察の捜査対象となっていた高校生を牧師が教会で保護したことが、刑法 103 条の犯人蔵匿罪に違反するかが争われた。裁判所は、牧師が高校生に聖書の教えを説いて反省を促したことは「礼拝」に当たるとして、無罪判決を下した。刑法 103 条という正統な法律であっても、「礼拝」という信教の自由の領域に立ち入ることは許されなかったのである。

ただ、信教の自由は無制限ではない。僧侶が宗教的儀式で少女を死亡させた加持祈祷事件（1983）で、最高裁は「他人の生命、身体等に危害を及ぼす」ことは「保障の限界を逸脱」しているとして、有罪判決を下している。信教の自由は重要な権利だが、他人に危害を及ぼすことまでは保障していないのである。



は重要な権利だが、他人に危害を及ぼすことまでは保障していないのである。

▼カルト宗教と信教の自由

信教の自由の保障は、「カルト宗教」にも及ぶのだろうか。保護される「宗教」とは何なのだろうか。

米国の最高裁は、様々な形で「宗教」を定義することを試みてきた。Macintosh 判決（1931）では、「神への関係における信念」を宗教の本質であると定義している。しかし、これでは仏教などの「神」を想定しない宗教は除外されてしまう。そこで、米最高裁は、「神」を「至高の存在」と言い換えるなど、定義を広げながら何とか対処してきた。

しかし、国家権力機関である裁判所が「保護され

る宗教」と「そうでない宗教」を分けることは、国家の宗教的中立性（政教分離原則）に反するおそれがある。たとえば、裁判所が「バプテスト連盟は正統な宗教だが統一協会は異端」と判断するようなことは、中立的とはいえないだろう。

そもそも、裁判所の役割は「法令を適用して紛争を解決すること」である。板まんだら事件（1981）で、最高裁は、宗教の教義のような「法令を適用することによっては解決することのできない問題」に司法権は及ばないと判示している。統一協会の教義が私たちの目から見ていかに「おかしい」ものであったとしても、裁判所がその教義を否定したり、信じることを法律で禁止したりすることはできない。

ただし、信仰そのものではなく、他者を害するような反社会的な行為については、信教の自由の限界を超えているものもあり得るし、規制が正当化される場合がある。ここで想起されるのが、オウム真理教解散命令事件（1996）である。最高裁は、オウム真理教を解散させることは宗教の「世俗的側面」を規制することであって、信者らの信教の自由に対する制約は「間接的で事実上のもの」として、解散を認めたのであった。

この「間接的制約」論に安易に乗ることに注意が必要である。公立学校の卒業式で君が代を「起立斉唱」しなかった教員が再雇用されなかった事件で、最高裁は、校長が教員に信念に反する行為を求めたとしても、良心の自由に対する制約は「間接的制約」にとどまるとして、合憲と判断している。しかし、「内心自体は制約していないから面従腹背せよ」と言われて納得できるだろうか。外部行為と内心を明確に区別することは困難であるし、宗教も「ここまでは信仰的な部分、ここから先は世俗的な部分」と容易に分けられるものではないはずである。

したがって、「信仰の中身ではなく外部行為なら規制できるから、どんどん規制すべき」と安易に考えることは危険である。カルト宗教であったとして

も、規制が信仰に与える不利益や負担が重い場合には、信教の自由の侵害を疑うべきだろう。

▼キリスト者としての所感

この問題について考えたときに思い浮かんだのが、アレオパゴス演説（使徒 17：22-34）である。パウロは、偶像を崇拝する人々の「信仰のあつさ」に敬意を示している。異教徒におもねるのでも攻撃するのでもなく、「神はどういう方か」を語っている。パウロは嘲笑されて立ち去っており、演説は「失敗」だったのかもしれない。しかし、伝道は人格的な関係性の中でなされるべきものである。カルト信者でも、宗教を信じていない人であっても、その人が大切にしているものを尊重するところから関係性を構築することが望ましいのではないか。信教の自由や政教分離原則は、そうした人格的な関係性の前提として守られるべきである。

法や裁判所には一定の役割がある（法学者として私はその可能性を信じている）が、限界もある。カルト問題は、とにかく法で規制すれば解決するというものではないし、法や権利の問題としては処理が困難な点も多くある。そのような「法では対処できないところ」にこそ、教会やキリスト者が果たすべき役割があるはずである。「カルト性」をどのように捉え、それにどう向き合うのかということは、教会の課題であり、キリスト者の信仰の課題でもあるのではないだろうか。

カルト宗教にも信教の自由はある？
～統一協会問題から考える
「信仰」と私たちの課題

根田祥一（クリスチャン新聞顧問）

▼安倍元首相銃撃事件から見てきたもの

① 銃撃事件後の昨年7月、統一協会の田中会長は記者会見で、「2009年コンプライアンス宣言を出し

て以後、被害はない。献金は自由意思でノルマはない」と説明したが虚偽だった。

② 因縁話で恐怖を煽るようなマインドコントロールによって絶対服従せざるを得ない中で、法外な献金強要は続いている。

③ 2世信者の苦悩。献金による家庭の貧困のほか、祝福結婚が救済の条件であるため恋愛や結婚の自由がない。教義ゆえ子どもがいない祝福家庭に養子に出される2世は、自らの存在意義が教団の教義に規定されアイデンティティ危機に陥る。

④ カルトの主張する信教の自由は人権侵害や不法行為の隠れ蓑であり、信者の自己決定権を侵害している。

統一協会員はなぜ、家族を犠牲にして多額の献金を続けるのか？ なぜ、家族をサタン呼ばわりするのか？ なぜ、詐欺的な靈感商法、法外な献金強要をするのか？ なぜ、偽装勧誘や嘘の証言をするのか？ なぜ、政界と癒着したのか？ なぜ、人はマインドコントロールされるのか？ これらの反社会性は『原理講論』の教義に根ざしている。『原理講論』の教えの特徴をキーワードで見る。

① 「5%の責任分担」：イエス・キリストの十字架は失敗

神は救いを95%達成したが、イエスが十字架にかけられメシアの使命を完遂できなかったので5%が残されてしまった。その5%を達成し地上天国を完成するためにメシアが再臨する。再臨主の目的を達成することが原理信者の「5%の責任分担」であるという構造。それが無給・不休で不法活動に邁進する使命感の源だ。

② 「かわいそうな神様」の「為に生きる」

原理信者は失敗した「かわいそうな神様」を私たちが助けてあげなければ、と涙ながらに祈る。だが頭には文鮮明が浮かんでおり、「真のご父母様(文鮮明夫妻)の為に生きる」ことを意味する。信者は「為に生きる」使命感に駆られ、再臨主の為に何でもす

る。

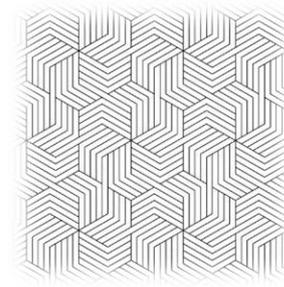
③ 創造原理の「二性性相」：善悪二元論で支配するマインドコントロール装置

表裏、内外、陰陽、男女など森羅万象は二性性相の相対関係という世界観で、すべてを神の側(善)かサタンの側(悪)かの善悪二元論へ誘導する。自分たちが神の側、世はサタンの側であり、「世の声を聞くとサタンが入る」と脅され批判に耳を閉ざす。世(サタン)を欺いてでも人・物・財を神の側に「復帰」するのは善いことだと思込まれる。

④ 「宇宙復帰」：メシアが世界の王となり統一されて世界平和が実現する

統一原理は単なる宗教ではなく、政治・経済・文化・教育・学術・メディアを統一することを目指している。これは戦前日本の「八紘一宇」(天皇が王となり世界を一つの家とする)とよく似ている。ホーリネス教会は再臨信仰が「八紘一宇」に抵触し、治安維持法違反で弾圧を受けた。権力者のカルト化はトランプ現象やプーチン独裁など、今日でも起こり得る。

▼カルト宗教にも信教の自由はあるのか？



「信教の自由」は憲法の基本的人権であり、信じる内容がどうであれ保障されなければならない。但し、信教の自由を隠れ蓑に他者の自由を侵害する権利は誰にもない。虚偽や搾取、自由意思の束縛など、カルトの支配や反社会的な不法行為を「信教の自由」で正当化はできない。「信教の自由」は公権力が個人の人権を侵害してはならないという意味だが、カルトにおいては信者に対して宗教組織が権力となり、個人の自由意思の権利を侵害している。カルトの問題性は人格の尊厳＝「神のかたち」を犯すことにある。

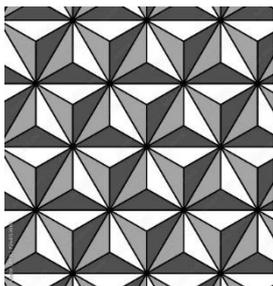
▼私たちに与った課題

宗教法人の解散が議論されている。オウム事件後にも、危険な宗教は解散させるべきだという空気が高まった。だが、宗教法人格が剥奪されても宗教活動はできる。名称を変えオウムは今も同様の活動を続けている。当時も宗教界では宗教の法規制が懸念された。その中で仏教界は、オウムが危険であると知っていながらサリン事件をなぜ防げなかったのかと、宗教の自浄能力を問うた。

被害者救済法が成立したが、統一協会2世や脱会者、弁護士らは、救済法ではカルト被害者は救えないと言う。困惑させる勧誘の禁止という救済法の要件では、マインドコントロールされて自分の意思で献金していると思込まされているカルト信者は網から漏れてしまう。

カルト問題は法の規制のみでは解決しない。それは心の支配の問題だからだ。人を束縛から解放し自由にするのが信仰だが、カルトは「信仰」によって人を支配し抑圧する。神に従うことを教える教会も、福音理解が歪めばカルト化が問題となる。元カルト信者や2世信者は脱会後も社会から疎外される苦悩を抱えている。教会は彼らの居場所になれるだろうか。

靖国問題もカルト問題も、擬似的な絶対権威の支配・抑圧という共通点がある。「信教の自由」の感覚を研ぎ澄ますことが、カルト問題でも対応のカギとなる。「神のかたち」の危機は福音信仰への挑戦である。



■現代をみる・「英霊」という言葉が隠すこと

安倍晋三元首相が銃撃され亡くなってから1年が過ぎた。私が間近で肉声を聞いたのは2015年3月10日、東京都慰霊堂（墨田区）で開かれた「春季慰霊大法要」であった。70年前の同日、東京大空襲の犠牲者らを追悼するものだ。現役首相として初めて参列した安倍氏は追悼の辞で述べた。「戦災によって命を落とされた方々の尊い犠牲の上に、今、われわれが享受する平和と繁栄があります。（中略）度重なる国難を乗り越えてきた先人たちに成らぬ、私たちが明日を生きる世代のために手をたずさえ前を向いて歩むことを誓います」。この「尊い犠牲の上に……」の文言は、「3・10」に限らず戦争被害者の追悼式でしばしば耳にする。聴く者に「その通りだ」と思わせる説得力があるのは否定できない。（略）しかし（私は）、「尊い犠牲の上に……」という文言は使わないようにしている。「英霊」という言葉も同じだ。戦争は自然災害ではない。誰かの作為や不作為によって起きる人災である。（略）「尊い……」や「英霊」を用いる歴史観は死者全体に意識がいくものの、「誰の」もしくは「どの団体の」どんな判断ミスで出口なき戦争に突き進んだのかという史実が後景に退き、責任が見えにくくなる。加えて、現代の「平和と繁栄」を強調すると、戦後80年近くたっても未解決の戦後補償問題（たとえば民間人空襲被害者が多数あり、戦争被害が続いていることが伝わらない。そうした懸念が、私にはある。戦争で命を落とさなければ、戦後復興や発展に寄与した人たちが大勢いるはず。どうしてそんな戦争をしてしまったのか。被害はどれくらい残されているのか。どうしたら過ちを繰り返さないのか。8月15日が、そうしたことを考える日になればと今年も思う。

（栗原俊雄・毎日8月5日）

■西村経産相が靖国神社参拝

岸田内閣閣僚、高市経済安全保障相に続き

西村康稔経済産業相は21日午前、東京・九段北の靖国神社に参拝した。政府関係者が明らかにした。

西村氏は就任後の昨年8月13日にも靖国神社に参拝。今年、岸田内閣の閣僚では、高市早苗経済安全保障相も終戦の日の15日に靖国神社に参拝していた。(朝日・8月21日)

■「速やかに解散請求を」

旧統一教会、被害弁護団が会見

全国統一教会被害対策弁護団は4日、東京都内で記者会見した。政府が世界平和統一家庭連合(旧統一教会)に対する解散命令を東京地裁に請求する方向で調整していることについて、村越進弁護団長は「教団は明らかな不法行為を組織的、継続的に行っており、解散命令の要件に該当する。政府は速やかに請求し、裁判所は命令を出してほしい」と述べた。

紀藤正樹副団長は、解散命令に備えて教団側が財産の差し押さえなどを逃れようとする可能性があるとして「被害者救済のため、教団財産を保全する規定をできるだけ早期につくってほしい」と求めた。

政府は近く、宗教法人法にもとづく「報告徴収・質問権」の行使に対し、教団から回答のない項目が多数あったとして教団側に過料を科すよう地裁に申し立てる方針。阿部克臣事務局次長は「過料が科されれば、法令違反の一つとして解散事由を裏付ける材料になりうる」と語った。

この日の記者会見で弁護団は、教団による被害者15人の代理人として教団に集団交渉を申し入れたことを明らかにした。申し入れは5回目。これまでの4回の申し入れに対し教団が誠意ある回答をしなかったとして、弁護団は7月31日、東京地裁に調停を申し立てている。(朝日新聞・9月5日)

■政教分離とは

靖国神社で開かれた戦没者追悼式

政府主催の全国戦没者追悼式が、一度だけ靖国神社で開かれていた――。

8月15日に催される現在の追悼式が始まったのは1963年、会場は日比谷公会堂だった。その時の閣議決定に以下の一文がある。

「本式典は、宗教的儀式を伴わないものとする」

日本国憲法で政教分離が規定されたのだから当然である。ところが翌64年、本番の約1カ月前に会場が日比谷公会堂から靖国神社に変更された。

なぜか。自民党保守層の要請を指摘する報道があった。当時の厚生相は国会で「遺族などの方々からのご要望もございました」と説明した。政教分離との関係について、内閣法制局長官はあいまいな答弁を重ねた。「多少紛らわしい点がないわけではない」「広場として使うのにそれほど不適當でなからう」「宗教的色彩と切り離してやることも可能」。儀式自体は宗教的ではないという理屈だ。

しかし、前年の国会でこの時の厚生相は明言している。「宗教的なにおいのある場所はやはり適当でない。儀式は宗教的でなくても適当でない」。翌年の事態を予期してくぎをさしていたかのようだ。追悼式はその後、日本武道館で開かれている。

今年の8月15日も、閣僚らの靖国参拝と中国、韓国からの批判が「定番」のように小さく報じられた。閣僚らの参拝が問題なのは、外国から批判されるからなのか。A級戦犯が合祀されたからか。

戦前の国家神道の象徴といえる靖国神社で実施された追悼式。閣僚の参拝などにも戦後の「揺らぎ」を感じる。メディアの報じ方もしかりである。憲法に刻まれた歴史の教訓を改めて思う。

(朝日新聞・9月12日)